

上代における「事」という漢字と「コト」という倭語との間の 意味的な隔たりをめぐる

イグナシオ・キロス Ignacio Quirós

日本語には「コト」という語がある。また、中国の漢字としては「事」という字がある。現代語は、熟語など以外では、「コト」をひらがなで書く場合がほとんどだが、戦前には「事」と書くことが多かった。一方、文字として漢字しか存在しなかった上代まで遡れば、その語は、多くの場合「事」と記していた。より具体的には、たとえば『記紀』はすべて漢字で執筆されたため、記述には「事」という字がよく出現し、それは多くの場合は倭訓で「コト」と読まれる。しかし、その対応は果たして適切なものだろうか。確かに、現代語では、漢字の「事」自体が日本語化しているため、語と字の対応は完璧だが、上代語においては、「事」という字が現れるたびに、それが上代日本語の「コト」の意味を指す意図で書かれたのか、あるいは「漢文」（以下では便宜上、大ざっぱに、八世紀初頭ころ、またはそれ以前の古典中国語の正書法を指して「漢文」と表記することにする。引用符の代わりに〈漢文〉と表記する場合は、必ずしも正書法に従っていない古典中国語を指す）の「事」の意味や用法の必要上で書かれたのか、という疑問があるからである。その上、「漢文」の語法としては上代の文献における「事」は誤用になる場合もあるので、問題はさらに複雑になる。もちろん、上代でも現在でも、日本語と中国語とは全く違う言語であるため、漢字で日本語を表わすと、意味のズレが生じるのは当然なことで、「事」と「コト」の関連性はその現象の一例である。しかし、われわれ現代人は日本語を表現するために漢字はもともとはやむを得ない手段だったという事実を忘れがちで、「コト」と「事」の間の隔たりが見えにくくなっている。本稿では、上代の文献に現われる「事」という字が、「漢文」としては本来なかった意味で用いられた例と、また「漢文」としての語法に倣った例をいくつか挙げて、『記紀』などの理解には「事」という字のそれぞれのケースを注意深く検討する必要があることを示したい。

1. 「事」の文字としての意味や用法

『記紀』は、漢字で表記されており、「漢文」の構文を手本にして（特に『日本書紀』）、〈漢文〉で執筆されたものである。とはいえ、その〈漢文〉には和風の要素が混ざっており、そうした要素が『古事記』には「変態漢文」と呼ばれるまで多く、『日本書紀』は一応、正式な「漢文」で書かれたように見えるが、「和臭漢文」または「和化漢文」と考えられる箇所も多くある。それゆえ、『記紀』などにおいては、「事」という漢字が和風の意味や用法に引きずられた可能性もあるので、本来の意味、つまり「漢文」における意味を再確認する必要がある。無論、中国語においても、「事」という漢字は時代に応じた意味の変化もあっただろうから、ここではできるだけ『記紀』の編纂以前の意味も参照しながら、その当時の意味を中心として考えたい。漢字の語源学はわれわれの専門外だが、まず、できる範囲で「事」という字の基礎的な語源を理解することを試みたいと思う。

漢字の語源を理解するためには、専門的な辞書が必要である。今回は白川静氏の『字通』を典拠とした。この辞典によれば、漢字「史」・「使」・「事」が一系統の字だと述べられている。氏はその漢字の語系について以下のように説明する。

事 *dzhiə* は史・使 *shia* と声義に近く、もと一系の字。また士・仕 *dzhiə* は事と同声。祭事がのち政治的な意味をもつものとなり、そのことに従うものが士とされ、士の使えることを仕といった。国語の「まつり～まつりごと」という語義の展開は、漢字では史・使・事・士・仕という声義の関係の上に残されている¹。

このように、「事」は本来まつりの際に行う仕事を意味し、それはのちに政治的に従属する者として、人を働かせるという使役の意味に転じた。よって、氏は「事」の読みと意味(訓義)を以下のようにまとめる²。

- [1] まつり、そとのまつり、まつりごと。
- [2] まつりする、まつりにつかえる、つかえる、上につかえる。
- [3] まつること、つかえること、こと、ことがら。
- [4] できごと、異常なこと、重大なこと。
- [5] 俚と通じ、たてる、さす、さしはさむ。
- [6] 使と通じ、つかう。

この読みは古辞書でも記録されており、氏は平安時代の『類聚名義抄』の項目によって、「事」の古訓は「コト・ワザ・ツカフ・コトトス・ツカウマツル・サシハサム・アヅカル」と記されていることを示している。

このように、この漢字の主要な意味をまとめると、「まつりごと」、「つかえること」、「異常なできごと」などであることが分かる。しかし、上記の引用には、世の中にあったこと(事実)、すなわち日本語の「何々という事」の意味が見つからない。確かに、上記の [3] の「ことがら」も、[4] の「できごと」もあるが、上の説明に基づくなら、「事」はまつりごとやできごととして、時間にかかわるものであるということが明らかになる。一例として、そうした「事」と時間の関連性は中国の『禮記』には以下の文にうかがえる。

物有本末 事有終始 知所先後 則近道矣³。

読み：物(もの)に本末(ほんまつ)有(あ)り。事(こと)に終始(しゅうし)有(あ)り。先後(せんご)する所(ところ)を知(し)らば、即(すなは)ち道(みち)に近(ちか)し。

意味：物には本と末があり、事には始めと終わりがある。事物を経営するにあつて、何を先にし何をあとにするかを知れば、道に近づくことになる。

この例文における「事」は抽象的で、広い意味で使われており、その漢字は必ず時間の経過を含む概念を指すことを示唆する。また、具体的で、明らかに「つかえること」という意味で用いられた「事」にも、同様の制約が見られる。たとえば、同じ『禮記』には、孔子が

臣の道について語るところがあり、そこには「終事而退」という表現が用いられている。読み下しでは「事を終へて退く」となり、「終事」の意味は、以下のように「仕事が済む」である。

故君使其臣得志、則慎慮而從之、否則孰慮而從之、終事而退、臣之厚也⁴。

読み：故（ゆゑ）に君（きみ）其（そ）の臣（しん）を使（つか）ふに、志（こころざし）を得（う）れば即（すなは）ち慎慮（しんりょ）して之（これ）に従（したが）ひ、否（しから）ざれば即（すなは）ち孰慮（じゅくりょ）して之（これ）に従（したが）ひ、事（こと）を終（お）へて退（しりぞ）く。臣（しん）の厚（あつ）きなり。

意味：それゆえ、君が臣に出使を命じたときは、臣は自分の志に合っている、慎重に考慮してこれに従事する。自分の志に合わない命令であれば、つまびらかに考慮してこれに従事し、仕事がすめば引退する。これが臣たる者の厚い道である。

これらの文に見られるように、中国語の「事」には始めと終わりがあり、それゆえ時間性によるものであることがわかる。この時間性とのかわり、上代日本語の「コト」においても同じであるかどうか、また「コト」における「事実」という意味は「事」という字の誤用にならないかどうか、そうした問題は重要であり、考察すべきである。しかし、それらの問題に移る前に、まず「コト」と「事」の間のもっとも明らかで、大きな意味的な隔たりを検討しよう。

2. 上代の「コト」という語の意味と用法

構文上の機能という面では、日本語の「コト」は上代以来、大きな変化はしていないといえる。それは主に、文章の中で、ある内容を代表する形式名詞になれる、ということである⁵。しかし、意味的には、現代語と極めて大きな意味的相違がある。それは、上代においては「コト」は「事（コト）」・「言（コト）」という二つの意味が重なった二義語である、ということである。確かに、「事」と「言」を本来別の二語と捉える見解もあるが、以前の拙論では、音韻学などに基づいて「二義語」という見方を支持した⁶。というより、その論文で論じたように、「コト」はたんに二義語というより、文脈によって「言」、「事」、「本質」（たとえば「～のミーコト」という神名などの場合）、「命令」（「ミーコトのまにまに」というような表現で）、「信」（「マーコトの至り」などの表現で）など、非常に多様な意味を含みうる多義語である⁷。しかし、ここではとりあえず便宜上、「コト」を「事」・「言」という意味が重なった二義語として考えていこう。そうした二義語として捉える研究者の中で、大野晋氏は以下のように述べている。

こと【言・事】 古代社会では口に出したコト（言）は、そのままコト（事実・事柄）を意味したし、また、コト（出来事・行為）は、そのままコト（言）として表現されると信じられていた。それで、言と事とは未分化で、両方ともコトという一つの単語で把握されていた⁸。

われわれは、コトにおける「事」と「言」の意味の重なりにかんして、上記の説明は一応納得できるものと考え。ただし、大野氏が述べた「言と事の未分化」をいかに解釈したらよいかという点については、より精密な分析が必要と考える。未分化という説明に従えば、上代人は「言葉」と「事実」を同一のものと捉えていたという意味になりかねないが、われわれは、上代人の考え方や世界観がそこまで奇妙なものだったとは考えない。彼らは、「言葉」と「事実」を同一性という関係ではなく、その二つの間に、ある種の対応性、または「相通じる」という関係があると考えていた、といった方がより適切だろう。もちろん、対応性という見方をしても、それをどう捉えるか、ということに関してはさまざまな見解があり得る。その一つは「言霊論」という語で表現できるだろう。その論によると、何かの「言」を発言すれば、「言霊」の呪力によってその内容が「事」として実現するという。しかし、それは江戸時代以後の思想に引きずられたものであると思われ、われわれの研究は、「言」と「事」の関連の方向性は、実はむしろ逆であることを明らかにできたと考える。すなわち、「コト」は、ほとんどの場合は、以前に何らかの「事」があり、それを語る「言」が、その「事実」に内容的に完璧に一致するべきである、という意味を含んでいる。しかし、その関連性は本稿の主要な論点ではないので、ここでは、コトが二義語であり、その中には「言」と「事」という意味が共存しており、その間には一種の関連性がある、というおおざっぱな定義をしておきたい。そうした定義は以下の展開を理解するには十分なものになると思われる。

ここまでは上代語の「コト」という表現を何度も繰り返したが、実際は、上代の文献でその語が出現するほとんどの場合には、意味上の漢字で記されている。それらの書物を書いた人々は、歌謡のように万葉仮名で（たとえば「許登」などと）書いたとき以外は、「コト」という二義語を記さなければならない場合には、「事」・「言」などの中に、一つだけの漢字を選ばざるを得なかったのだろう。しかし、「事」や「言」などの選択肢の中から一つを選ぶ必要性は、「コト」の本来の意味の一部を切り捨てるような結果を招く。たとえば、『万葉集』2466番の原文には「事」の奇妙な用法が見られる。

原文：浅茅原 小野印 空事 何在云 公待⁹。

読み：浅茅原（あさぢはら）、小野（をの）に標（しめ）結（ゆ）ふ、空言（むなこと）を、いかなりと言ひて、君をし待たむ。

意味：浅茅原の 小野に標をするように 出まかせの嘘を どう言いつくろって あの方を待てばよいだろうか。

文脈上の解釈を記すなら、この詩を書いたとされる女性は、彼女と好きな男についての噂に上がったが、その噂が根も葉もないもので、ここでは「空事」と表現されている。なお、上代では標を結ぶことがその土地を占有するための行為だったというが、「浅茅原」は価値のない土地なので、その行為が愚かな、あるいは無意味なことを示す。ここではそれが枕詞として用いられており、作者が話題にしている噂は「浅茅原を占有しようとするほど愚かな噂」という意味になる。

さて、「空事（むなこと）」という語を手短かに考えてみよう。上記では「奇妙な用法」と述べたが、それは、「噂」とは本来、言葉の一種であるから、「空言」という用字が自然である

はずなのに、ここでは「事」という字が用いられている、ということである。「空言」という用字はM 3063 番の本文で見られるが、今の2466 番でも、またM 2755 番でも「空事」と書かれている。「言」と「事」の漢字の交換は何らの詩的表現の方法だったのかもしれない。あるいは、上に論じたように、「事」と「言」は、同じ「コト」という語の二つの側面として用いられているので、意味上でも漢字の交換が許される可能性があったのかもしれない。具体的にいうと、「むなごと」は噂という意味になるため、嘘の「言」ということを指しているが、同時に事実ではない「事」という意味も含まれている、という見方もあり得る。多義語の分析においては、「事」と「言」の両方を視野に入れた総合的な解釈を考慮することが必要だろう。

『記紀』の場合、特に『古事記』では、「コト」における上記のような二義語的な特徴が、より明白にうかがえる。たとえば、景行紀で、景行天皇の皇子である小碓命（ヲウスノミコト）が熊曾（クマソ）の兄弟との戦いに勝利して、弟の熊曾建（クマソタケル）を殺そうとしたところ、彼に次のように言われた。

原文：莫動其刀。僕有白言¹⁰。

読み：其の刀（たち）を動（うごか）すこと莫（なか）れ。僕（やつかれ）、白（まをす）言（こと）有り。

意味：その大刀を動かさないでください。私は、申し上げることがあります。

原文における「僕有白言」という語句は、上記の「新編日本古典文学全集」でも、そして「日本思想大系」¹¹でも「日本古典文学大系」¹²でも「僕、まをすことあり」と読み下されており、「コト」という語が構文の必要上で現れる。「思想大系」と「日本古典文学大系」の読み下しでは「白言」の二字に対して「まをす」と読んでいるが、「白」という漢字があるから、読み下しの「コト」は「言」に当たるといふ、上引の「新編日本古典文学全集」のような解釈も成り立つ。その上、同じ『古事記』には、もう一つ別の箇所でも非常に似た表現が現われている。それは雄略紀における三重の采女の歌謡を記述する場面である。その采女は、天皇に渡した酒の杯の中に、木の葉が一枚落ちたことに気づかずに、そのまま渡してしまった。天皇はその葉を見て激怒し、采女を殺そうとしたが、その時、彼女はこのように発言した。

原文：莫殺吾身。有應白事¹³。

読み：吾（あ）が身を殺すこと莫（なか）れ。白（まを）すべき事有り。

意味：私を殺さないでください。申し上げることがあります。

そして、その采女が歌謡のかたちで、倭の神代を歌い、雄略天皇に許された、という物語である。しかし、本稿の論点からみれば、その歌謡の内容よりも、彼女が歌う直前の発言が興味深い。その発言の読み下しに見られる「コト」は間違いなく原文の「有應白事」の中の「事」に当たる。前述の「僕有白言」と対比し、「べき」（應）という、この論点と関係のない要素を除けば、両方の原文は「話すことがある」という意味になる。こうして見ると、その意味は、『古事記』の漢文においては、「有白言」でも「有白事」でも表現できると思われ

る。しかし、両方とも正式な「漢文」としては誤用であり、また「事」と「言」という漢字の関連性は日本だけの特徴なので、「事」という文字の本来の意味としては無理な交換と考えざるを得ない。

また、一見正しく見えるのに、実は「漢文」としては有り得ないケースもある。前述の小碓命と熊曾建の戦いの続きの場面である。その場で負けた熊曾建は、刀を刺されたまま、小碓命に「ヤマトタケル」という新しい名を付ける。そして次の瞬間に小碓命に殺される。

原文：是事白訖、即如熟瓜振析而、殺也。故、自其時称御名、謂倭建命¹⁴。

読み：是の事を白し訖（をは）るに、即（すなは）ち熟瓜（ほぞち）の如く振（ふ）り析（さ）きて、殺しき。故、其の時より、御名を称（たた）へて、倭建命（ヤマトタケルノミコト）と謂（い）ふ。

意味：〔熊曾建が〕このことを申し終えると、〔小碓命が〕直ちに熟した瓜を切り裂くように斬り裂いて、熊曾建を殺した。それでその時から、お名前をたたえて、〔小碓命は〕倭建命というのである。

この話の原文では、「是事」という組み合わせが現れる。それは「漢文」として正しい用法であり、『墨子』、『史記』などの古代中国の文献でも見られる。しかし、古代中国語では「この祭事」、「このつかえること」、「この仕事」などの意味であるのに対して、上記の挿話では「この言葉」という意味になっており、日本以外にあり得ない用法になる。なお、原文の「白」（まをす）という次の漢字を付け加えると「是事白」という語句になるが、われわれはこの漢字の組み合わせを古代中国の文献の中で見つけられなかったし、「漢文」としてはあり得ないだろう。

まとめると、「何々のコトを言う」という意味の読み下しが見えるとき、その読み下しが由来した原文に「事」という字が用いられているならば、それは「漢文」の誤用であると言える。「言葉」という意味を含んでいる倭語の「コト」と、本来その意味をまったく含んでいない「事」という漢字とは、大きな意味合いの隔りがある。そのズレはあまりにも明白で、研究者にとっては言わずもがなのことだろうが、われわれとしてはここに簡単に指摘しておくべきだと考えた。

しかし、倭語の「コト」における「言」の側面を別にして、「事」の側面のみを考察しても、その漢字の「漢文」としての用法とは思いがけない相違点もある。現代語の「何々をすること」「何々ということ」の文の場合に、「こと」をひらがなで書いても、「事」という漢字を用いても、用字法以外には何も変わらないだろう。上記で述べたとおり、上代日本語でも「コト」という語は同様の機能、すなわち、ある内容を代表するというはたらき（形式名詞としてののはたらき）を有している。しかし、そうした「コト」すなわち「事実」という意味的側面だけの「コト」と、本来の漢字の「事」との間にも隔りがあることを示したい。

3. 「コト」における「事」の側面、時間性との関係、事実としての意味合い

上記の説明では、倭語の「コト」には、「事」という意味的側面があることを述べた。その側面と、「事」における、漢字としての本来の意味とは、同一であるか否かということを確認するために、まず「コト＝事」の正確な定義を挙げる必要がある。さまざまな定義があ

るが、その一つは『時代別国語大辞典』の上代編にある詳しくかつ明確なもので、ここにそれを取り上げたいと思う。この辞典では、「事」と「言」を二つの別々の語として位置づけており、二義を併せ持つ一語というより、本来別の二語と捉えていると想定できる。しかし、多義語としての「コト」における「事」と「言」の併存については、すでに論じ、以下では上代日本語の文献における「事」（事実）という問題に絞って考えたいので、この辞典の定義が「二義語」の立場に立っているか、あるいは「異義の二語」の立場に立っているか、という問題は、ここでは直接の論点とはかかわりない。その点には関係なく、この辞典の定義を引くことが許されるだろう。

こと【事】 ①こと。事柄。抽象的な観念を表したり、ある内容を代表する形式名詞で、ある実体を表すモノに対して用いられる形式名詞であるから連体修飾を受けて修飾句の内容を体言として固定するか、修飾をうけずに事柄全体を漠然と示す。②実質名詞として用いられて、行為・仕事・任務などの意味を表す。③一大事。事件。アリ・ナシとともに用いられる。④夫婦の契り。結婚の約束¹⁵。

本稿・第一節で述べたように、古代中国においては、「事」は「まつりごと」、「つかえること」という意味を有しているが、それはこの定義の②に当たる。上代日本の『記紀』（特に『日本書紀』）においては、「天之事」、「天下之事」、「神事」、「政事」という熟語が頻繁に出現しており、実際、それらの表現における「事」は本来の中国語の意味で用いられていると考えられる。③の定義も、漢字としての「異常なこと、重大なこと」という本来の意味と完全に一致し、その意味の用例は『古事記』でほとんど見られないが、『万葉集』でも『日本書紀』でも、「事しあらば」や「有事」などの語句が現れる（ただし、この③の定義には、実は微妙な問題点も残っており、それをのちに、本稿・第四節においてより詳しく論じるつもりである）。最後に、「結婚の約束」の④は、大野晋氏が『万葉集』M 3113 番を挙げて、倭語の「コト」の意味の一つとして位置づけている¹⁶。漢語の「事」にはその意味が見られないため、それは漢字と倭語の間のもう一つの相違点になるが、その意味は限られており、それほど重大ではないものなので、ここでは例外とする。

まとめると、④を例外にし、②と③は漢語の「事」の意の範囲に完璧に入ると考えられるので、その事例には何も意味的な隔たりがない。焦点となるのは①である。本節では「コト」における「ことがら」や「事実」という意味と、またそれにかかわる用法を吟味し、その側面で漢字の「事」と対比しよう。

本稿・第一節の用例で示したように、中国の「事」には「はじめ」と「終わり」があり、それゆえ、「事」は時間性と関わっている概念であると考えられる。「まつりごと」、「つかえること」、「できごと」という本来の意味は、行為の次に属するものなので、始めと終わりがあることは明らかだろう。そうした時間とのかかわりは無論、倭語の「コト」にもある。たとえば、大野晋氏は「コトが時間的に推移し、進行して行く出来事や行為を指すのに対して、モノの指す対象は、時間的経過に伴う変化がない」と述べている¹⁷。確かに、「出来事」や「行為」という意味は、「コト」の主要な位置を占めるものであるため、その点については氏の説に同意する。しかし、倭語の「コト」の中の「事柄」や「事実」（上記の「コト」

の定義の①) という面に限定しても、その意味は必ず時間的に推移するものを指している、という一般化は果たして可能であろうか。そうした論点に関して、廣松渉氏は大野氏の説を取り上げて批判している。

問題にしたいのは「コト」に関してである。氏〔大野晋氏〕は時間的推移や時間的進行という契機に留目して、出来事や行為を挙示される。しかし、時間的推移の概念を含まない事態、例えば「海は広大である」「猫は鼠より強い」「牛には角がある」etc. etc. は「コト」ではないだろうか？ 氏がモノとの対比上、時間性に留目して出来事や行為を挙げられる際の含意は一応諒解することができる。だが、眼目をなすのは時間性ではないのではないか。出来事や行為は、それを明識しようとするとき、「何々が何々する」という文章態のかたちで意識せざるをえない。そこでは「何々する」という動作的契機において時間性が含まれる。とはいえ、眼目は、この時間性そのものではなく、「何々が何々する」という文章態に存するのではないか。そして、この文章態のゆえに、「海は広大である」「雪が白い」「牛には角がある」etc. は、時間性の概念を含まないにもかかわらず、「コト」なのではないか¹⁸。

廣松渉氏が述べたとおり、「雪が白い」のような内容を表わした「AはBである」という文は「コト」の一種である。そうした現象が現代語にあるということは論を俟たない。しかし、廣松氏が上代語か現代語か、いずれの「コト」を指しているかということは、上引の文章からは明らかではない。だが、実際、上代の文献でも、「AはBである」という命題が「コト」の先行詞となった用例も存在する。たとえば、M 4216 番はそうした種類の「コト」を含んでいる。

原文：世間之 无常事者 知良牟乎 情尽莫 大夫尔之氏¹⁹。

読み：世の中の 常なきことは、知るらむを 心尽くすな ますらをにして。

意味：世の中の はかないことは ご存じでしょうに 心をお痛めなさるな ますら
おの身で。

この歌では「世の中のはかないこと」という抽象的な内容が、「事」という漢字で表現されている。ここでは、上記・第2節のM 2466 番などとは異なり、この「事」は「言葉」の意味をまったく含んでいない。しかも、その抽象的な内容には、時間性という概念も含まれていないことが明白である。もちろん、「世の中の 常なき事は」という読みのゆえに、その背後にある意味としては「世の中が常なものでない」あるいは「世の中は変わるものだ」ということであり、そこには時間との関連性を持つ概念が入っているが、主語は「世の中」であって、それは本来コトではなく、モノに対応する概念である。したがって、「世の中は変わるものである」という「事」は不変的な「コト」になり、時間とは関係のない抽象的な事実を指していると考えられる。言い換えると、上代日本語の「コト」も、必ずしも時間的に推移する内容を指しているわけでないのである。

そうした観点から考えると、時間とのかかわりが「事」と「コト」の間の、もう一つの隔たりであるが、それはおそらくより大きな次元の問題に由来すると思われる。第一に、漢字

の「事」は「ことがら」「行為」「出来事」という意味も含まれているが、「事実」という意味は見つからないと述べた²⁰。確かに、上引の廣松氏の「海は広大である」「雪が白い」「牛には角がある」というような内容の「AはBである」という文は、多く相対的な内容が含まれたものであるため²¹、それを「事実」として認められるかどうかという問題は議論を呼ぶかもしれないが、いずれにしても、時間とのかかわりがない内容なので、それらの文を「事」で受けることは「漢文」の表現としては明らかに誤用になると思われる。しかし、そうした文ではなく、ある行為の結果となった、つまり世の中に実際に起きたこととしての「事実」の場合には、「漢文」でその「事実」を「事」によって表現することは可能だろうか。それを確認するために、『古事記』の例を挙げよう。海の神の娘である豊玉毘売命（トヨタマヒメノミコト）は、天神の子孫の火遠命（ホヲリノミコト）に嫁ぎ、妊娠して、分娩の痛みが始まったとき、海岸に移動して、出産の準備を始めた。しかし、彼女は海が存在であるがゆえに、出産するときに必ず本性を現すという。彼女はその姿を見られないために、夫の火遠命に「出産中にわたしを見るな」と誓わせた。だが、火遠命は、その言動を怪しく思い、妻が慌てて建てた産室（うぶや）の隙間から、出産中の妻の本性的を見てしまう。

原文：爾豊玉毘売命、知其伺見之事、以為心恥、乃生置其御子而 […] ²²。

読み：爾（しか）くして豊玉毘売命（とよたまひめのみこと）、其の伺見（うかか）ひ見る事を知りて 心（こころ）恥（はづか）しと以為（おも）ひて、乃（すなは）ち其の御子（みこ）を生み置きて […]。

意味：そうして、豊玉毘売命は、火遠命が、覗き見たことを知って、心に恥ずかしく思い、すぐにその御子を産んでその場に置き……。

このように、豊玉毘売命は、見られたことを恥ずかしく思い、火遠命との間にできた子供を捨て置いて、父の海神の宮に帰った。その時、大地と海の境が永遠に閉ざされた。このように、火遠命の行為（見ること）は重大な結果を招いたことが明らかである。その行為は、完了した瞬間に後に戻らない「事」（事実）になり、その「事」は漢字として『古事記』の原文の「知其伺見之事」（垣間見られたことに気づいた）に現れる。

ここに、「後に戻らないこと」と言ったが、それは、「見られたこと」がもはや行為ではなく、永遠に世の中に「事」として記録され、化学の不可逆反応のように、必然的な結果をもたらす「コト」となったという意味である。内田賢徳氏はこの挿話について「つまり、〔豊玉毘売命が見られたということは〕コトではなく、事こそが修正不能の絶対性を帯びている」²³と論じている。内田氏の説では、「コト」は「言・事」の二つの意味で用いられており、「言」の状態ならばまだ修正が可能である、という考え方が前提にされている。この点に関しては、議論の余地があるだろうが、この挿話における「事」の「修正不能の絶対性」という点については、そのまま従うことができるとと思われる。一つの行為の結果として、ここに「事」が上代日本語に忠実にその内容を表現していると言える。

しかし、上代日本語の「事」は必ずしも世の中にすでにあった「事実」という意味をしているとは限らない。計画や予言の内容を説明する場合にも、「事」という字が用いられた例が見つかる。たとえば、同じ火遠命の挿話を少し遡ると、兄の火照命（ホデリノミコト）の鉤（つりばり）をなくした火遠命は、兄に迫られ、その鉤を必ず返すと約束して、海に潜っ

た、という場面がある。そのあと彼は、海の神と出会い、その娘の豊玉毘売命と結婚して、海で三年過ごしたが、ある日、以前の約束を思い出して、海の神に助けを求める。海の神にその鉤を見つけてもらい、彼はそれを兄に返すために国に帰ろうとするが、その前に海の神に、鉤を返す時にある呪術を行えば、兄が貧しくなる結果になるだろう、と言われ、その呪術を教わる。さらに、海の神は、貧しくなった兄は彼を攻めるだろう、と予言し、それに備えてこのようにするとよい、と教えた。その一部（漢字「事」が出現する箇所）は以下の原文にある。

原文：若悵怨其為然之事而、攻戰者、出塩盈珠而溺²⁴。

読み：若し其の然為（しかす）る事を悵怨（うら）みて、攻め戦はば、塩盈珠（しほみちのたま）を出（い）だして溺（おぼほ）せよ。

意味：もしもそうしたことを恨んで戦を仕掛けてきたら、塩盈珠（しほみちの球）を取り出して溺れさせなさい。

原文の「其為然之事」における「事」は「呪術を行ったこと」という意味だが、この場合、その字は、世の中にすでにあった「事実」ではなく、いまだ予測に過ぎないことであって、修正不能なことを指してはいない。恐らく上代日本語の「コト」における「事」の側面でも、長い日常的使用の中で、実際の「事実」という意味が徐々に抽象化され、このような用法も可能になった、と想定できる。いずれにしても、上代語では「見られたこと」と「もしこれを行ったことで……」のような「コト」は、現代語の「何々すること」「何々ということ」という構文における、ある内容を名詞化するために必要な体言としての「コト」、いわゆる形式名詞としての「コト」とほとんど同じものだと思われる。それはおそらく上代以来の「コト」という語の、根本的な機能の一つだったと考えられるだろう。

とはいえ、「漢文」では、ある内容を受ける（「何々する事」という上代以来の日本語のように）ために、形式名詞として「事」という字を用いることはあり得ないので、上記の用例はどれも「漢文」としては誤用である。たとえば豊玉毘売命の「見られたこと」という語句を「見之事」という漢文で表現しようとしても、「見られたこと」という意味にはならない。また、海の神が火遠命のために立てた計画の中の「呪術を行ったこと」という語句を「為然之事」と書くことも、正しい「漢文」ではない。確かに「漢文」の「事」には、「行為」という意味が含まれるが、行為が行われた結果、つまり「事実」（実際にすでにあったかどうかを別にして）という意味が含まれているとは考えられない。また万一その意味があったとしても、「事」という字に、ある内容を受けて名詞化する、という機能を与える「漢文」の用法はあり得ない。『古事記』で頻繁に見られるこうした用法は、「何々すること」という日本語に引きずられた誤用と考えるべきである。

『古事記』は、日本語の音などをなるべく保とうとする意図があり、「変態漢文」で書かれているため、上記のような誤用が多く現われる。それに対して、『日本書紀』の〈漢文〉においては「何々すること」という日本語に引きずられた、明らかな誤用は見られない。もちろん、『日本書紀』全体の〈漢文〉における誤用と奇用は、森博達氏が示したように少なくないが²⁵、『日本書紀』の中の「事」の用例に関していえば、われわれが見つかることができたのは、誤用というより、一種の奇用である。つまり漢文の「誤用」とは言えないが、「漢

文」としてはやや違和感を感じさせるような、珍しい用法である。その奇用には漢文の上では違和感があるとはいえ、意味上では中国の「事」とは隔たりがないと言える。

『日本書記』における「事」の奇用にさえ、その字の本来の意味が保たれているなら、テキスト全体にわたった「事」を含めた、すべての例文も同様である、という大胆な一般化は可能であろうか。『日本書記』における「事」を含んだ例文はおびただしいが、われわれが知っている限りでは、そうした一般化は（もちろん神名や人名などのような、はじめから倭語である場合は別とすれば）ほぼ筋が通ると思われる²⁶。おそらく例外があるかもしれないが、もし『日本書記』における「事」（一語の場合でも、熟語の場合も）の例文を和訳せずに、漢字のまま、〈漢文〉として読めば、意味が問題なく通じるだけでなく、「事」という字が本来の意味から大きくは離れないと考えられる。それは、『日本書記』が、「漢文」で書こうとしたテキストであることを考慮すれば、別段不思議なことではないだろう。

だとすると、本稿には『日本書記』を検討する必要がないのではないかと考えられるが、実は、以下はわれわれの仮説であるが、そこにも「事」と「コト」のズレが見られる。もちろん、『古事記』のように、「事」という字が日本語的な意味に引きずられた、という現象は、『日本書記』の原文にはほとんど見られないが、原文に後から付けられた倭訓に、逆の方向の現象がうかがえると考えるのである。一言で言うなら、以下に見る例文では、本来の意味から離れてしまった「犠牲者」があるとすれば、それは漢字「事」ではなく、その漢字の訓読に当てられた「コト」という倭語である。それを具体的に吟味しよう。

4. 『日本書記』の読み下しにおける「コト」の「意味的拡張」

前節の冒頭には『時代別国語大辞典』の上代編の「コト〈事〉」の事項を取り上げたが、その中の③の定義に関しては、微妙な問題点が残っているため、後に論じると述べた。その③の定義によれば、日本語の「コト」は「一大事。事件。アリ・ナシとともに用いられる」という意味であるという。前節では、そうした意味は、本稿の第一節における「事」という漢字の本来の意味の一つ、すなわち、白川静氏の『字通』にある「できごと、異常なこと、重大なこと」という意味と完全に一致する、と述べておいた。詳しく論じる前に、『日本書記』の中の、そうした意味の用法の一例を挙げよう。崇神紀には、倭迹迹日百襲姫命（ヤマトトビモモソビメノミコト）という、崇神天皇の姑（おば）が登場する。佐々木隆氏が適切に描写するように、神にきわめて近い巫女的な存在として天皇を守り助けた女性である²⁷。彼女の事蹟を語るある場面で、彼女は謀反のたくらみがあることを察知し、それを天皇に知らせたが、話を終わる間にその危険を孕んだ事態に関して天皇に次のように警告した。

原文：是以、知有事焉。非早図必後之²⁸。

読み：是（ここ）を以ちて、事（こと）有（あ）らむと知りぬ。早（すむやけ）く図（はか）るに非（あら）ずは、必ず後（おく）れなむ。

意味：これによって、事が起こるのを察知しました。速やかに対処しなくては、きっと手遅れになるでしょう。

このように、上の文における「事」が指しているのは、何か重大で、厄介なコトで、ここではすなわち反乱ということである。その反乱は実際に起きたが、姑の忠告のおかげで天皇

はこの「有事」に対して臨機応変に行動し、最終的に救われた。

この意味の「有事」は『日本書記』にはよく見られる。もう一つの例は、雄略紀の冒頭に見られる。その物語によれば、若い眉輪（マユワ）の王は安康天皇を殺し、逃げて圓（ツブラ）の大臣の家に隠れた。即位前の雄略は彼を追って、圓大臣の家に着き、大臣に眉輪王が彼の家に隠れたかどうかを尋ねる。それに対し、圓大臣は次のように答える。

原文：蓋聞、人臣有事、逃入王室。未見君王隱匿臣舍²⁹。

読み：蓋（けだし）聞（き）く、人臣（きみのやつこ）事（こと）有（あ）るときは、逃（のが）れて王室（きみのみや）に入（い）るといふことを。未（いま）だ見（み）ず、君王（きみ）、臣（やつこ）が舍（や）に隱匿（かく）するという

意味：けだし、大臣は、有事の際に王室に逃げ込むと聞いていますが、君王が臣の家に隠れるのをまだ見たことはありません。

これらの挿話の原文を見れば、「事」は「有事」という熟語の構成部分であることがわかる。現代日本語にも「有事法制」などにその熟語があるので、二番目の例に付された小島憲之校注本の現代語訳の「有事の際に」という表現は問題なく通じる。無論、その熟語は中国語から来たもので、中国の古典には頻繁に見られる。それは「重大な、（よくない）事がある」という意味である。たとえば、中国の戦国時代の『商子』には次の文を読むことができる。

原文：國有事、則學民惡法、商民善化、技藝之民不用、故其國易破也³⁰。

読み：国に事あらば、学民（がくみん）は法を悪（にく）み、商民は善く化し、技芸の民は用ひられず。故にその国破れ易きなり。

意味：国家有事の際に、学問を身につけた人民は、法律に反対し、商業に従事する人民は、もうけるためにうまく立ちまわり、工芸にたずさわる人民は農事と戦争との役に立たない。故にその国は破れやすいのである。

この文における「有事」は、些細なことではなく、国が破れる恐れがあるほど重大な事態を指している。上の例文がよく示すように、中国語の「事」は本来「重大な、異常なできごと」という意味を含んでおり、それゆえ「有事」が「重大なコトがある」という意味を持つのは当然である。このように考えれば、中国語の構文で書かれた『日本書記』の、上記の二例における「有事」はそのまま中国語の意味で理解すべきである。それに付された倭訓では、「ことあらむ」または「ことある」という読みになるが、それを純粹に日本語の「コト」として理解すると、そこに「重大」という意味的要素を読み取ることには、やや違和感があるように感じられる。言いかえると、漢字の「事」にそうした意味があるからといって、倭語の「コト」にも本来それがあったのか、という疑問の余地がある。

この点については、方法論上、断わっておかなければならないことがある。というのは、ある語の根源を遡って追究していくと、たとえば「コト」の場合には、「本来のコト」あるいは「コトという語の本質的意味」というような表現を用い、その語を本質化しがちになる、ということである。そのような理想化した概念を追うよりも、「ある時代のコト」を分析し、

理解することの方が、方法論的な一貫性を保つことができる。したがって、ここでは、『記紀』、『万葉集』の執筆以前のコトを述べようとする場合には、「本来のコト」ではなく、「八世紀以前のコト」という、漠然とした表現を用いたい。もちろん、八世紀以前には日本語の文献が存在しないので、そうしたコトの意味を探究することには根本的な困難がある。しかし、この問題を可能な限り解明すべく、八世紀の、それぞれのテキストの書き方の間にある相違などに基づいて、一つの仮説を立ててみたいと思う。

実は上記の『時代別国語大辞典』の上代編の「コト〈事〉」の事項の中の③の定義をあらためて見直すと、「コト〈事〉」は「アリ」または「ナシ」とともに用いられた場合には、「重大なこと」という意味になる、と述べられていたことが確認できる。実際、「アリ」との組み合わせは『万葉集』にも見られる。一例として、M 506 を挙げよう。

原文：吾背子波 物莫念 事之有者 火尔毛水尔母 吾莫七国³¹。

読み：我（わ）が背子（せこ）は 物な思ひそ 事しあらば 火にも水にも 我（あ）がなげなくに。

意味：あなたそんなに 思い悩まないでください いざとなれば 火の中水の中に だって わたしはいとわずお傍におりましょう。

ここには、「事しあらば」という特殊な表現が用いられており、それは「コト」と「ある」とを組み合わせたものである（意味的には、現代語における「もしものことがあったら」という表現と近いだろう）。ただ、その「コト」は、一体どういうわけで、一見、中立的意味しか持たないと思われる「アリ」や「ナシ」という語と組み合わせられると、「重大」という特殊なニュアンスを持つようになるのだろうか。われわれの仮説は、「コト」という倭語は、八世紀以前に行われ続けていた、中国と日本の文化的（特に文学的）交流によって、一種の「意味的拡張」（semantic inflation）を起こしていたのではなかろうか、ということである。その拡張は、おそらく「重大」、「異常」という意味を含んだ「有事」や「無事」などの中国語に由来しているものであろう。なぜなら、「事しあらば」という日本語は、漢字にすると「有事」になるからである。もちろん、『万葉集』は、日本語で、その音韻に従って書かれたものであるが、八世紀のM 506の「事しあらば」という表現における「コト」は、明らかにそうした中国語的な意味に引きずられていたと考えられる。

実際、大野晋氏が指摘しているように、同じ漢字文化圏に属している韓国などと異なり、日本人は漢文を読むとき、漢字一字一字にヤマトコトバ的な「よみ方」を与える、という工夫をしていた³²。したがって、おそらくは日本語は、漢字文化圏の他の国々よりも、上記のような、漢字からの「意味的拡張」現象を起こしやすい言語なのではないか、と思える。たとえば、中国古典に「有事」という熟語が出現するたびに、文脈によってそれを「ことあらむ」、「ことある」、「ことしあらば」などと読み、また「無事」や「大事」などの場合も同様の傾向があったらうから、そうした慣習の結果、「コト」は、本来なかつたであろう「重大」「異常」という、中国の「事」の意味を徐々に吸収してきたと考えられる。決定的な証拠ではないが、より古い文章で書かれたといえる『古事記』では、「有事」、「無事」、「大事³³」という熟語は一例も見当たらないし、修飾をする語（「急」や「異」など）を伴わなければ、その特殊な意味の「コト」の用例は見つからない³⁴。このように考えれば、八世紀以前のあ

る時代の「コト」は、おそらく「重大」「異常」といった意味を含んでいなかっただろう、という仮説も成り立つと考えるのである。

まとめ

以上、本稿では漢字の「事」と上代の倭語の「コト」の間にある意味の隔たりについて論じた。上代の文献に見られるように、長い日常的使用で、漢字の「事」は「コト」の意味に影響を受けてきたが、同時にその逆の現象もあった。前者の例が見られる文献としては『古事記』と『万葉集』が挙げられる。そこに出現する「空事（でまかせな噂）」や「有白事（申し上げることがあります）」という表現が示すように、「事」という漢字は「言」の意味で用いられている場合があるが、そうした交換は中国語の意味上ではあり得ない。また、『古事記』の「見之事（見られたこと）」のような用例では、「事」は形式名詞としての、「事実（何々するコト）」という、「漢文」としてあり得ないはたらきをしている。八世紀までさかのぼっても、「事」という漢字はすでに色濃く日本語化されていたと言える。

後者の場合は逆に、「コト」という倭語が、中国の古典の倭訓による影響で、中国語における「事」の意味の影響を受けていたと思われる。『万葉集』の「事しあらば」、あるいは『日本書記』における「有事」などの「ことあらむ」「ことある」という倭訓のために、「コト」は、「事」という漢字が含んでいた「重大」、「異常」の意味を吸収して「意味的拡張」現象を起こしていたと考えられる。

こうした「事」と「コト」の緊張関係は、言うまでもなく日本側のみであったものである。当時の中国語にも、または中国側における「事」という漢字の使用にも、「コト」という倭語から何らかの影響を受けたことは考えられない。本稿が示した意味的影響や意味的拡張の現象は日本という文脈に限られている（ただし、朝鮮半島やヴェトナムのような、他の漢字文化圏の問題は、別に考えなければならないだろう。筆者の能力を超えるので、ここでは疑問を提起するだけに止めたい）。そうした意味で言うと、たとえば、もし当時の中国人が『古事記』を読んだとしたら、「事」という字を目にするときは意味が通じなかっただろう。なぜなら、「言葉」または「何々するコト」という、中国の漢字の「事」にはあり得ない意味で用いられている場合がほとんどだからである。逆に、『日本書記』の場合は、その中国人は、構文に関してところどころおそらく首を傾げたかもしれないが³⁵、テキストにおける、個々の「事」の用例は一般的に中国的意味と一致しているので、意味が通じただろう。

したがって、要約するなら、『古事記』を読むときは、「事」という漢字は、倭語の「コト」の意味で捉えたほうが、筋が通る可能性が高くなると言える。なぜなら、「まつりごと」や「つかえること」という意味の少数の例を除き、ほぼすべての用例では、「コト」の代表的な意味、すなわち「言葉」あるいは「事実（何々するコト）」という意味で用いられていると考えられるからである。それに対して、『日本書記』を読む場合は、中国的な意味の「まつりごと」や「つかえること」あるいは「重大なできごと」などと理解した方が正しい場合が多いと思われる。『万葉集』については、「重大なできごと」という意味をしている例も見られるので、「事」の解釈を一般化することはできないテキストであると考えべきだろう。

最後に、ここでは触れられなかったが、八世紀以前の日本語の「コト」には、漢字「事」における「まつりごと」や「つかえること」という意味が含まれていたかどうか、という問題がある。古い多義語「コト」（事・言など）では、おそらくそうした意味は存在しなかつ

ただろうと思われる。であるとすれば、それもまた、中国語の「事」の影響による「意味的拡張」の一つと考えられるだろう。『日本書紀』では、すでに述べたように、そうした意味での用例が多く見られるが、『古事記』では非常に少ないようである（せいぜい一、二例しか見つけられない）。もしそうであるなら、『古事記』では、（これも前述のように）「急」や「異」などを伴った場合に、「コト」が「重大なできごと」という意味を持つこともあるから、「コト＝重大な出来事」と「コト＝まつりごと、つかえること」という二つの「意味的拡張」は、ほぼ同時代的に起きたのかもしれない。しかし、今のところ、それに関する文献的な根拠を示すことができないため、将来の研究の目的の一つにしたい。こうした問題が示唆するように、上代における中国語の単語「事」と日本語の「コト」の意味的な緊張関係に関しては、まだ吟味すべき問題が相当残っていると思われる。

注

- 1 白川静『字通』平凡社、1998年、682頁。
- 2 白川氏が示す「事」の字形と意味は、この字の「会意」に基づいたものである。同上参照。
- 3 市原亨吉等著『禮記』（全釈漢文大系、第14巻）、集英社、1979年、431～435頁。なお、以下に用いる中国古典の読み下し及び現代語訳は、それらに対応した原文における注が指示するシリーズと同一している（本稿では、そのシリーズは主に「全釈漢文大系」と「中国古典新書」である）。
- 4 同上、312～313頁。
- 5 この機能は重要な点であり、後に詳しく考えることにする。
- 6 周知のように、上代語の母音には甲・乙の二種類がある。「コト」は、「事」の意味でも「言」の意味でも、二つの母音が乙音（*ö*）である。この音韻の共通性も、これら二つの意味の「コト」が本来同じ語であったこと（二義語、または多義語説）を示唆している。「コト」（事）と「コト」（言）が本来は別の語だったと主張する研究者の中には、「コト」（言）は、動詞「カタル」（語る）の語幹から派生したと考える説もあるが（Roy A. Miller, “The spirit of the Japanese language,” *Journal of Japanese Studies*, vol. 3, issue 2, 1977, p. 262～265）、「カタル」の語幹の音韻は甲音なので、この説の根拠は薄いと考えられる。詳しくは拙論「Sens et fonctions de la notion de « koto » dans le Japon archaïque」（上代日本における「コト」概念の意味と機能、博士論文）パリ、高等研究院（EPHE）、パリ、2016年、76～79頁。
- 7 多義語とは、現代語の文脈では複数の語によって表わされる意味を含むが、ある時点ではそれら複数の意味が一語によって表現されたと仮定できる、ということを含意している。八世紀の時点では、漢字の使用のために、意味はすでに別れる傾向にあり、それらが、たとえば「事」「言」などの漢字によって表わされていた、と言えるだろう。詳しくは、同上論文、461～466頁。
- 8 大野晋『岩波古語辞典』岩波書店、1982年、499頁。
- 9 小島憲之・木下正俊等校注『万葉集』（新編日本古典文学全集、第8巻）、小学館、1994年、194頁。なお、以下に用いる現代語訳は、原則として小学館刊のシリーズ「新日本古典文学全集」に載せられたものによる。
- 10 山口佳紀、神野志隆光校注『古事記』（新編日本古典文学全集、第1巻）、小学館、1997年、218～220頁。
- 11 青木和夫・石母田正等校注『古事記』（日本思想大系、第1巻）、岩波書店、1982年、176～178頁。
- 12 倉野憲司校注『古事記・祝詞』（日本古典文学大系、第1巻）、岩波書店、1958年、208～209頁。
- 13 山口佳紀、神野志隆光校注『古事記』（前掲、注10）、350～351頁。
- 14 同上、220～221頁。
- 15 上代語辞典編修委員会編著『時代別国語大辞典（上代編）』三省堂、2002年、297頁。
- 16 大野晋著『日本語をさかのぼる』（岩波新書）、岩波書店、1976年、59頁。

- 17 同上、29頁。
- 18 廣松渉著『もの・こと・ことば』筑摩書房、2007年、37～38頁。
- 19 小島憲之・木下正俊等校注『万葉集』（第9巻）〔前掲、注9〕、329頁。
- 20 漢字の「事」自体においては、本来「事実」という意味が見当たらないが、中国語には「事実」という語自体が存在しないわけではない。実際、古典中国の中では「事實」という熟語の例を多く見つけられる（中国語古典文献の検索サイト <<http://ctext.org/>> の漢代までの文献だけでも38個の用例がヒットする。2016年9月13日閲覧）。
- 21 たとえば、「海は広大である」という文には「広大」という語が含まれており、「広大」は「狭少」の反対語だから、相対的なものである。たとえば、人間にとっては海は広大なものになるだろうが、神から見れば狭少なものかもしれない。その意味で、「海は広大である」という言明を「事実」と認められるかどうか、問題が含まれる。
- 22 山口佳紀、神野志隆光校注『古事記』（前掲、注10）、134～136頁。
- 23 内田賢徳「萬葉の言（コト）」、『萬葉学会』123、1986年、29頁。
- 24 山口佳紀、神野志隆光校注『古事記』（前掲、注10）、130～131頁。
- 25 森博達著『日本書紀の謎を解く』中央公論新社、1999年、121～169頁。
- 26 ただし、石井公成氏が、論文「『日本書紀』における仏教漢文の表現と変格語法」（『駒沢大學佛教學部研究紀要』73〔2015年〕216～204頁）の210頁で指摘した、「用明紀」の冒頭付近に見られる原文「語見豊御食炊屋姫天皇紀」（読み「語〔こと〕は豊御食炊屋姫天皇の紀〔みまき〕に見ゆ」）の「語」を「コト」と読ませる箇所については、石井氏の指摘の通り、「漢文としては誤り」と考えるべきである。小島憲之等校注『日本書紀』（新編日本古典文学全集、第2巻）、小学館、1994年、500～501頁参照。
- 27 佐々木隆著『言霊とは何か』中央公論新社、2013年、127頁。
- 28 小島憲之等校注『日本書紀』（新編日本古典文学全集、第2巻）、小学館、1994年、278～280頁。
- 29 同上（第3巻）、144～145頁。
- 30 清水潔著『商子』（中国古典新書、第40巻）、明德出版社、1970年、60～62頁。
- 31 小島憲之・木下正俊等校注『万葉集』（第6巻）〔前掲、注9〕、284頁。
- 32 大野晋著『日本語をさかのぼる』（前掲、注16）、18頁。
- 33 神名の「大事忍男神」（オホコトオシヲノカミ）は例外である。倉野憲司氏の注釈によれば、その神名の意味は未詳である（倉野憲司校注『古事記・祝詞』〔前掲、注12〕、57頁、注36）。
- 34 たとえば、「急」という漢字を伴い、「重大な、（よくない）出来事」という意味の「事」の一例は、『古事記』の景行紀に見つけられる。そこで、倭建命は、東征に出発する前に、叔母の倭比売命（ヤマトヒメノミコト）に一つの囊をもらい、彼女に「若有急事、解茲囊口」と言われた。読み下しおよび意味は「若し急（にわ）かなる事有らば、茲（こ）の囊（ふくろ）の口を解（と）け。〔もし火急のことがあれば、この囊の口を解きなさい〕」となっており、その中の「急かなる事有らば」の「事」には「重大な、（よくない）出来事」という意味がうかがえる（山口佳紀、神野志隆光校注『古事記』〔前掲、注10〕、224～225頁参照）。
- 35 『日本書紀』には「漢文」の誤用と奇用が相当あるからである。森博達氏によれば「『日本書紀』30巻は、表記の性格によって、 α 群・ β 群・巻30に三分される。 α 群は持統朝に〔中国人だった〕続守言と薩弘格が正音・正格漢文で述作した。 β 群は文武朝になって山田史御方が倭音・和化漢文で撰述した」（巻30にかんしては省略）という（森博達「日本書紀成立小論―併せて万葉仮名アクセント優先例を論ず―」、『国語学』54-3、2003年、1頁）。

國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報 第9号

平成28年9月30日 発行

発行者 井上順孝

編集担当 塚田穂高

鈴木聡子

印刷所 株式会社 丸井工文社

発行所 國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所

東京都渋谷区東4丁目10番28号

郵便番号 150-8440

電話 03-5466-0162

FAX 03-5466-9237